［項を削る。］
［項を削る。］
［項を削る。］
［項を削る。］
4・5　［略］
［項を削る。］
［項を削る。］
6～10　［略］
（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等）
第十二条　［略］
［2・3　略］
4　協同組織金融室は、銀行第二課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
［一～四　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
五　［略］
［5～9　略］
（証券検査課の所掌事務）
第十八条　［略］
2　証券検査課に、国際証券検査室を置く。
3　国際証券検査室は、証券検査課の所掌事務のうち次に掲げる者に係るものをつかさどる。
一　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二条第一項の規定の適用を受ける者
二　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいい、同法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者を含む。）
4　国際証券検査室に、室長を置く。
5　金融会社室に、室長を置く。
6　暗号資産モニタリング室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
一　暗号資産交換業を行う者
二　認定資金決済事業者協会（暗号資産交換業者をその会員とするものに限る。）
7　暗号資産モニタリング室に、室長を置く。
8・9　［同上］
10　金融サービス仲介業室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
一　金融サービス仲介業を行う者
二　認定金融サービス仲介業協会
11　金融サービス仲介業室に、室長を置く。
12～16　［同上］
（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等）
第十二条　［同上］
［2・3　同上］
4　［同上］
［一～四　同上］
五　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者
六　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会
七　［同上］
［5～9　同上］
（証券検査課の所掌事務）
第十八条　［同上］
［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］